

第7回「宮川プロジェクト会議」 事項書

(水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決の
ためのプロジェクト会議)

平成20年6月18日(水)

10:00～

議事堂 6階 603会議室

1 開会

2 事項

(1) 水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における
県の対応について

(2) その他

宮川プロジェクト会議（水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議）執行部に説明を求める項目

項目		内容
利水 環境保全	1 宮川の流量回復	企業庁は流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県の一組織として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（0.37m ³ /s）に加えて、発電用貯留水から0.13m ³ /sを平成18年4月より上乗せして放流している。 平成12年3月に宮川ルネッサンス委員会水部会は、「宮川の再現治水流量（宮川ダム直下時点で2.0m ³ /s）を回復目標に想定し、様々な流量回復方策を講じる。流量回復は、回復方策の技術、予算面の制約を受けながら、めざすべき流量に向かって、できることから段階的に回復していくことが必要」と報告している。これに対して、どう対応するか。（宮川ダムの0.5m ³ /sの維持、めざすべき宮川直下流量2.0m ³ /sの段階的回復）
治水	2 治水機能の確保（宮川ダムにおける事前放流等）	①宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水に必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を平成17年度より行っている。 これに対して、譲渡にあたり、宮川ダム・三瀬谷ダム両ダムにおいて洪水調整機能を確保を維持できるか。 ②平成16年9月29日の台風21号災害により、旧宮川村においては、甚大な被害を被った。とりわけ宮川ダムからの大量の放水により、宮川本流の流量は、かつてない水量となり、宮川の護岸が崩壊により浸食された。下流の三瀬谷ダム湖に入る区域では、上昇した水位により、一部では住宅の基礎や沿岸道路を損壊されるほどの被害となった。 企業庁と発電後の水の放流先である三瀬谷の漁協関係者との間で、濁水時は発電を停止するなどの協議がなされているが、豪雨等による災害が予想される緊急時には、濁水であっても災害を回避するために三瀬谷に緊急放流することも考えられないのか。 このことに対して、譲渡するにあたり、どう対応するか。 ③治水機能を高めるための宮川や三瀬谷のダム湖及び宮川本川、支流の堆積土砂の撤去について、譲渡するにあたり、どう対応するか。
利水	3 三瀬谷ダム及び宮川ダムによる灌漑用水の補給	三瀬谷ダムの設置目的に、農業用水の確保は含まれていないが、県に発電水利権があることから、濁水時は、農業用水の必要量に合わせて発電放流し、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしている。（昭和40年3月29日協定） 一方、宮川ダムには、灌漑用水として750万m ³ が確保されているとともに、これを超える灌漑用水が必要な時も、昭和32年11月14日覚書に基づき、河川管理者が主催する治水調整会議を経て、必要水量を融通している。 こうした現状を受け、譲渡にあたり、現在と同様の条件による覚書・協定を締結することができるか。
	4 三瀬谷ダムの工業用水確保	三瀬谷ダムに貯留権を有している南伊勢工業用水道について、今後も具体的な需要発生が見込めないことから、中南勢工業用水水道建設促進協議会において事業廃止の説明を行っている。 これについて、三瀬谷ダムにおいて工業用水の確保が求められているが、今後、工業用水の需要が発生した場合、三瀬谷ダムによる供給は行わず他のダムによる供給を行うのか。
環境保全	5 森林環境の保全	県は、平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業として費用の一部を負担し、協力している。（間伐や広葉樹植樹実施面積 H13 84ha、H14 95ha、H15,17 28ha、H18 95ha、平成18年度実績額約24百万円）これに対して、譲渡後も、同様の森林保全対策を維持できるか。
	6 魚道の整備	①滝原取水堰堤に設置されている魚道機能について、本来の機能が有効に働いてるとはいえず、魚の遡上に影響を与えている。 魚道の有効性の調査、魚道の改修について、譲渡するにあたり、どう対応するか。 ②三瀬谷ダム建設により宮川が上流・下流に寸断され鮎などの各魚種の生態系に様々な影響を与えている。 各魚種の生態系の回復を図るための対策として魚道を整備することが考えられる。 これについて、譲渡するにあたり、どう対応するか。
	7 三瀬谷漁場環境の保全	宮川第1発電所、宮川第2発電所については、宮川発電管理支所を設置し、きめ細かな濁度監視や調整（濁水状況により、発電停止や発電時間を調整するなど）を行うことにより、漁場環境に配慮した発電運用を実施するとともに、環境調査や漁場整備（H19予算約3百万円）を行うことで、漁場環境の保全に配慮してきた。 濁度監視や調整による漁場環境の保全について、譲渡するにあたり、どう対応するか。
	8 三瀬谷ダムの流木除去	三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引き揚げたうえで、適切に処理している。（平成18年度実績額約6百万円） これに対して、譲渡後も同様の対応や管理を維持できるか。
地域貢献	9 三瀬谷ダム及び宮川ダム関連施設の維持及び利用の確保	三瀬谷ダム周辺は、県立自然公園に指定され、ダムには漕艇場やレクリエーション施設が設置され、自然環境を活かした地域振興資源として活用されている。また、三瀬谷ダム堰堤上は、自動車の通行が認められており、地域住民の生活道路として活用されている。 宮川第2発電所内の発電用設備用地以外の「給水くまら広場」、「給水森林公園」の用地は防災拠点や集客交流事業の会場として活用されている。 三瀬谷発電所及び宮川第2発電所内にはそれぞれ震災対策用施設があり、震災時の非常用浄水器、炊飯器、電熱コンロが備えつけられている。 これに対して、譲渡後も施設等の維持及び利用の確保を維持できるか。

第7回「宮川プロジェクト会議」座席表

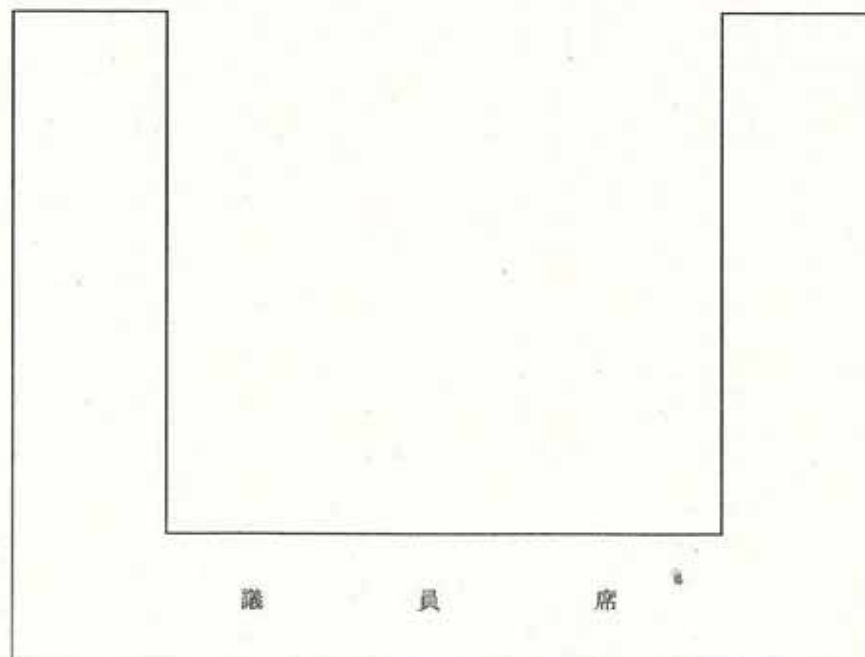
議事堂603会議室
平成20年6月18日

入口

	企業庁 企業総務室副室長兼企画員 安井 晃	政策部 政策総務室副室長兼企画員 河口 瑞子	政策部 土地資源室主幹 山本 哲生	政策部 地域づくり支援室主査 川邊 正樹	県土整備部 河川・砂防室副室長 高橋 建二	農水商工部 農業基盤室副室長 辻森 芳宣		環境森林部 森林保全室長 西村 文男
農水商工部 企業立地室長 田中 幹也	企業庁 電気事業室主幹 北口 哲士	企業庁 電気事業室副室長 宮下 孝治	企業庁 電気事業室長 村田 清美	政策部 地域づくり支援室長 瀬古 正博	県土整備部 流域整備分野総括室長 宮崎 純則	農水商工部 農業基盤室長 岩崎 光雄		

企業庁 経営分野総括室長 浜中 洋行	企業庁 電気事業対策総括推進監 大西 春郎	企業庁長 戸神 範雄	政策部長 坂野 達夫	政策部 交通・資源政策監 辻 英典	政策部副部長兼 経営企画分野総括室長 渡邊 信一郎
--------------------------	-----------------------------	---------------	---------------	-------------------------	---------------------------------

書記席



入口

第7回宮川プロジェクト会議 提出資料一覧

譲渡の基本的な考え方について

- 資料1-1 : 水力発電事業の民間譲渡に対する基本的な考え方について
- 資料1-2 : 企業庁のあり方に関する基本的方向 (H19. 2. 14 県議会全員協議会資料)
- 資料1-3 : 水力発電事業の民間譲渡について (H19. 9. 11 県議会代表者会議資料)
- 資料1-4 : 県として譲渡交渉先と合意したい基本的な事項 (案)
- 資料1-5 : 企業庁の水力発電所の電力供給状況
- 資料1-6 : 水力発電設備にかかる固定資産価格について (平成19年度末)

地域貢献に対する課題とその対応について

- 資料2-1 : 地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方
(H20. 6. 9 第6回宮川プロジェクト会議 資料-2)
- 資料2-2 : 地域貢献等への対応について
- 資料2-3 : 水力発電事業の民間譲渡と地域との連携・調整・推進体制について (案)
- 資料2-4 : 宮川ダムの管理について (宮川ダムの事前放流に関する覚書)
- 資料2-5 : 非常災害時等の緊急時における三浦湾への放流について
- 資料2-6 : 滝原堰堤等の魚道の調査について
- 資料2-7 : 水力発電事業関係漁協への主な漁業補償と漁業権

流量回復について

- 資料3-1 : 流量回復についての基本姿勢
(H20. 6. 9 第6回宮川プロジェクト会議 資料-3)
- 資料3-2 : 宮川水系利水概要図
(H20. 2. 18 第3回宮川プロジェクト会議 資料1-1(1))
- 資料3-3 : 宮川水系ダム発電運用概要図
(H20. 2. 18 第3回宮川プロジェクト会議 資料1-1(2))
- 資料3-4 : 粟生頭首工直下 3m³/s を達成するための不足流量について
- 資料3-5 : 粟生頭首工での取水と濁水時の対応について

南伊勢工業用水道について

- 資料4 : 南伊勢工業用水道廃止後の対応について

水力発電事業の民間譲渡の基本的な考え方について

1 平成17年度の検討内容

(1) 「企業庁の今後のあり方に関する報告書」(平成18年3月)

企業庁が外部委員による「企業庁の今後のあり方検討会」を設置。平成18年3月、企業庁長に対して提言。

- ・経営形態としては、公営企業で実施するか、電力会社等へ事業譲渡するかの二通りの可能性が考えられる。
- ・公営企業と民間への事業譲渡を比較し、県全体で議論し判断すべき(両論併記)

(2) 「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」(平成18年3月)

県議会が、議長の私的諮問機関として有識者、議員による「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」を設置。平成18年3月、県議会として、委員会報告を踏まえて、公営企業の設置者である知事に提言。

- 一般的な民営化手法の検討プロセスを適用し、県民主役の公営企業事業の改革案を地方公営企業設置者である知事が取りまとめて県民へ提示すべき。
- ※「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会報告書」における民営化のオプション提示→水力発電については、民間に事業譲渡することが適切

2 平成18年度の検討内容

(1) 「公営企業(企業庁)の今後のあり方検討委員会報告書」(平成19年1月)

- ① 平成17年度の検討内容を踏まえ、知事が公営企業の設置者として、県民の利益確保の視点に立って、最適な経営形態を検討するため、「公営企業(企業庁)の今後のあり方検討委員会」を設置。平成19年1月、知事に対して提言。

② 最適主体を検討するにあたっての視点

「県が担う領域の判断基準」(平成18年度に県が策定)に基づき、まず、公的関与の必要性があるかどうかを検討し、次に、「新しい時代の公」の考え方により、公的関与が認められても行政以外の主体によって「公」の領域を担うことができな
いのか検討。

ア 公的関与の必要性

水力発電による電力供給については、市場における適正な価格を保証すること、参入にあたっての負担やリスクが大きい、純国産エネルギーかつクリーンエネルギーの確保、CO₂削減などの環境保全への貢献、渇水時のかんがい用水の補給や治水対策などが必要であることから、何らかの公的関与が必要と判断される。

イ 最適主体（行政又は民間）のあり方

- ・電気事業を開始した当初のような県全体の電力不足への対応など、水力発電の役割は時代とともに大きく変化している。
- ・電気事業法の改正により発電市場が自由化され、発電事業への参入可能性が拡大するとともに、小売りの一部自由化により民間参入が進んでいる。
- ・企業庁の電気事業で行っている地域貢献の取組を継続していく必要がある。
- ・水力発電については、既に電力会社が実施していることから、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待でき、また行政のスリム化も図ることができる。

以上の状況を踏まえ、最適主体を判断すると、

引き続き水力発電が継続されればCO2削減効果は期待でき、また、地域貢献の取組の継続も期待できるならば、民間譲渡は最初に検討すべき選択肢である。

(2) 知事の「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）

（……「資料1-2」）

「公営企業（企業庁）の今後のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、平成19年2月14日第1回県議会定例会全員協議会において、公営企業の設置者として、知事が「企業庁のあり方に関する基本的方向」を提示。

(1) 水力発電事業の民間譲渡

（前略）・・・水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。・・・

(2) 水力発電事業の譲渡条件の考え方

譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、

- ・全ての発電所が継続して運営されること
- ・地域貢献の取組が継続されること

を条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。

3 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の推進（平成19年度～）

企業庁では、今後10年間の企業庁の水道、工水、電気の事業運営の理念と道筋を示す「企業庁長期経営ビジョン」と、その実行計画である「企業庁中期経営計画」を策定（平成19年11月）し、知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化の一つとして、関係部と連携し、水力発電事業の民間譲渡を進めています。

水力発電事業の譲渡時期については、電力会社との長期電力受給基本契約が切れる平成21年度末を目標とします。

企業庁のあり方に関する基本的方向について

平成19年2月14日

三 重 県

企業庁のあり方に関する基本的方向について

地方公営企業を取り巻く環境は事業を開始した時点に比べて大きく変化し、人口の減少や市町村合併の進展など様々な社会環境変化が起こっており、それらへの対応が求められている。一方、制度面では指定管理者制度や地方独立行政法人の活用など多様な主体による管理、運営の経営手法が可能となってきた。

このような動きに対応するため、企業庁においては、平成17年度に第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成18年3月に企業庁長に提言が行われたところである。一方、これと並行して、三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」が設置され、同委員会の報告を踏まえ、平成18年3月に議長から私に対し、「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」がなされたところである。

このような経緯を踏まえ、平成18年3月の「みえ経営改善プラン」において、企業庁の経営形態等将来のあるべき姿について基本的な方向を示すことを公表し、その検討のため、平成18年6月に「公営企業（企業庁）のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」と言う。）を設置したところである。

この検討委員会に対し、県民の利益を確保するという視点に立って、補完性の原理に照らした国・地方あげての政府のスリム化等社会全体のコスト削減や危機管理上の適切な対応など、県の責務を果たすための最適な経営形態を検討していただくようお願いし、1月24日に最終報告がなされたところである。

検討委員会では、企業庁の将来のあるべき姿について「新しい時代の公」の下での「県が担う領域の判断基準」を踏まえ、県民の目線に立ってしっかりと検討され、10年後を見据えた結論をいただいたと認識している。このため、企業庁が行っている三事業の経営形態については、検討委員会の報告を尊重し、以下の方向で進めるものとする。

1 水道用水供給事業の経営形態のあり方

(1) 民間的経営形態の導入

① 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

水道用水供給事業は、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、県と市町の役割分担を検討のうえ、市町への一元化が当対象とならない地域については、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている工業用水道事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

②指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

(2) 市町との役割分担

1市への供給を行っている地域については、より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入体制を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。

2 工業用水道事業の経営形態のあり方

(1) 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

工業用水道事業は、国土保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている水道用水供給事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

(2) 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

3 電気事業の経営形態のあり方

(1) 水力発電事業の民間譲渡

電気事業は、水力発電が再生可能なクリーンエネルギーであり、一定の公的関与の必要性はあるが、水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。このため、譲渡額の精査、譲渡先の検討、譲渡方法などの検討を進め譲渡方針を整理するものとする。

(2) 水力発電事業の譲渡条件の考え方

譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、

- ・全ての発電所が継続して運営されること
- ・地域貢献の取組が継続されること

を条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。

なお、上記の条件を満たすことが困難な場合は、再度、対応策を検討する。

(3) RDF焼却・発電事業の今後のあり方

モデル事業として企業庁が実施しているRDF焼却・発電事業は、水力発電事業の附帯事業である。本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとする。

	<p>（事業譲渡） 民間譲渡の検討</p>
	<p>（事業譲渡） 民間譲渡の検討</p>

(標準水力発電)

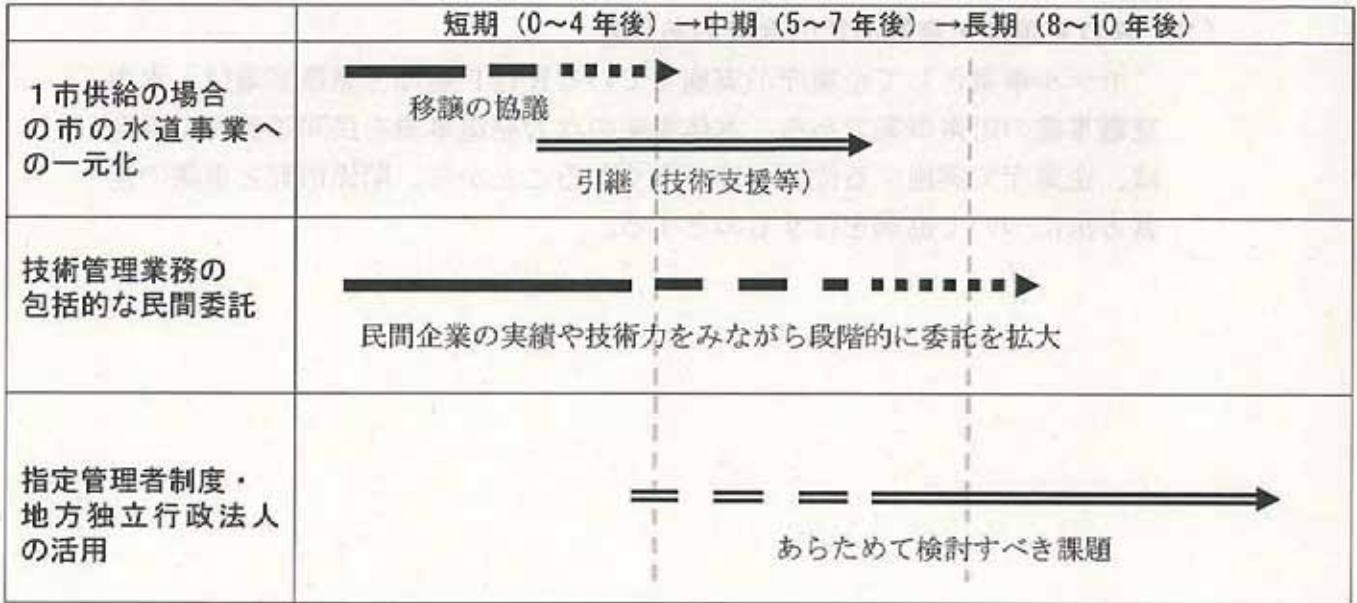
	<p>（事業譲渡） 民間譲渡の検討</p>
	<p>（事業譲渡） 民間譲渡の検討</p>

(標準発電)

	<p>（事業譲渡） 民間譲渡の検討</p>
--	---------------------------

3 事業の経営形態の見直し工程（イメージ）

（水道用水供給事業）



（工業用水道事業）



（電気事業）



※譲渡条件が整わなかった場合は、再度、対応策を検討する。

凡例 見直しを具体的に進める
 状況に応じて取り組む

平成19年9月11日

連絡先 (電話)	政策部 土地・資源室 (059-224-2010)
	企業庁 電気事業室 (059-224-2824)

水力発電事業の民間譲渡について

1. 経緯

水力発電事業の民間譲渡については、「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、庁内関係部局が連携して、譲渡方法や譲渡条件についての検討を行ってきたところです。

譲渡時期については、三重県企業庁が締結している「三重県営発電所の電力受給に関する基本契約書」（平成7年11月1日締結）の契約期間満了日である平成22年3月31日を目標とします。

また、譲渡方法については、譲渡条件の確保や譲渡先として満たすべき条件を考慮して、譲渡交渉先を決定し、詳細な譲渡条件や譲渡価格についての交渉を進めたいうで譲渡を行う「随意契約」とします。

2. 基本的な考え方

(1) 譲渡条件

- ①適正な譲渡価格が設定されること
- ②全ての発電所が継続して運営されること
- ③地域貢献の取組が継続されること

(2) 譲渡先として満たすべき条件

- ①水力発電、ダム管理の技術、運営ノウハウを有すること
- ②水力発電、ダム管理の運営実績を有すること
- ③長期の安定的な事業継続の意思及び経営体制を有すること
- ④災害時の復旧対応も含め、運転管理に必要な人員及び資金調達力を有すること
- ⑤渇水時の対応等地域との多様な調整を行う体制を有すること
- ⑥地域社会に対する適切な配慮が可能なこと

3. 譲渡交渉先の決定

上記譲渡条件、譲渡先として満たすべき条件を考慮のうえ譲渡交渉先候補を評価し、有識者の意見も踏まえたうえで、以下の判断根拠により中部電力株式会社を譲渡交渉先とします。

- ①企業庁が発電した電力は全て中部電力株に売電しており、中部電力株は企業庁の水力発電所や水系、電力系統上の特質をも認識している。
- ②中部電力株は、県内の大部分を営業区域としていることから、県内に既存の営業基盤が整っており、人員、体制が整っている。さらに、営業区域内での地域社会への配慮に対する会社としての姿勢からも、「地域貢献の継続」などの今後の譲渡交渉においても、真摯な協議が行える。
- ③有識者からの意見聴き取りでも、譲渡交渉先としては中部電力株が妥当であるとの意見をいただいている。

県として譲渡交渉先と合意したい基本的な事項（案）

1 譲渡目標時期について

2 発電所継続を前提とした設備、資産の引継ぎについて

10全ての水力発電所が継続して運転されることを前提として、設備、資産の管理状況、及び、課題の解決方法（または解決の方向性）を確認する。

3 地域貢献の取組みの継続について

譲渡譲受にあたり、譲渡側から譲受側が引継ぐ地域貢献等の内容について確認する。

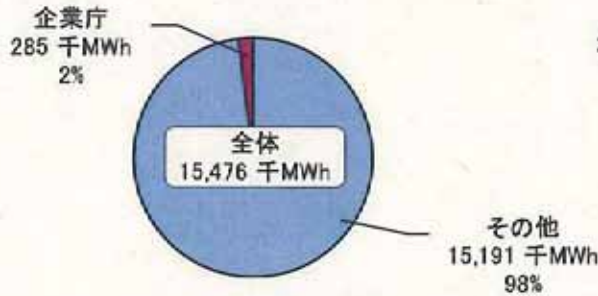
4 譲渡価格算定にかかる考え方について

双方が対外的に説明責任を果たし、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格が設定されるよう、「譲渡価格算定にかかる考え方」を確認する。

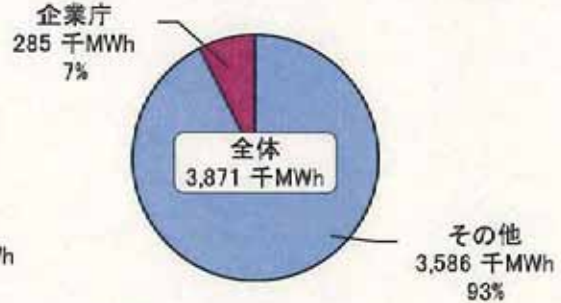
企業庁の水力発電所の電力供給状況 (※H9年度～H18年度の平均)

1 三重県の電力需要に対する供給割合

(1) 県内の全電力需要に占める割合

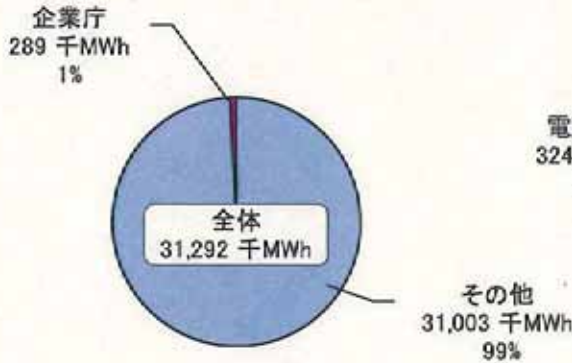


(2) 県内の家庭用電力需要に占める割合

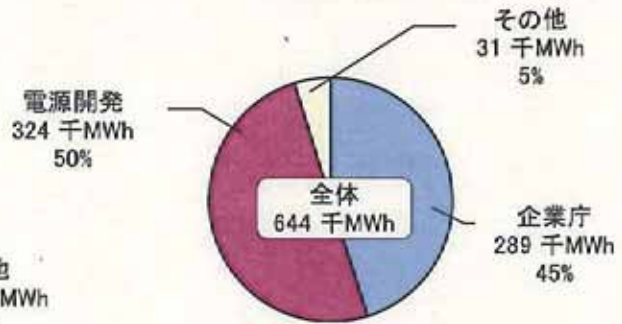


・県内の一般家庭約8万戸が使用する電力量を供給。

(3) 県内の発生電力量に占める割合

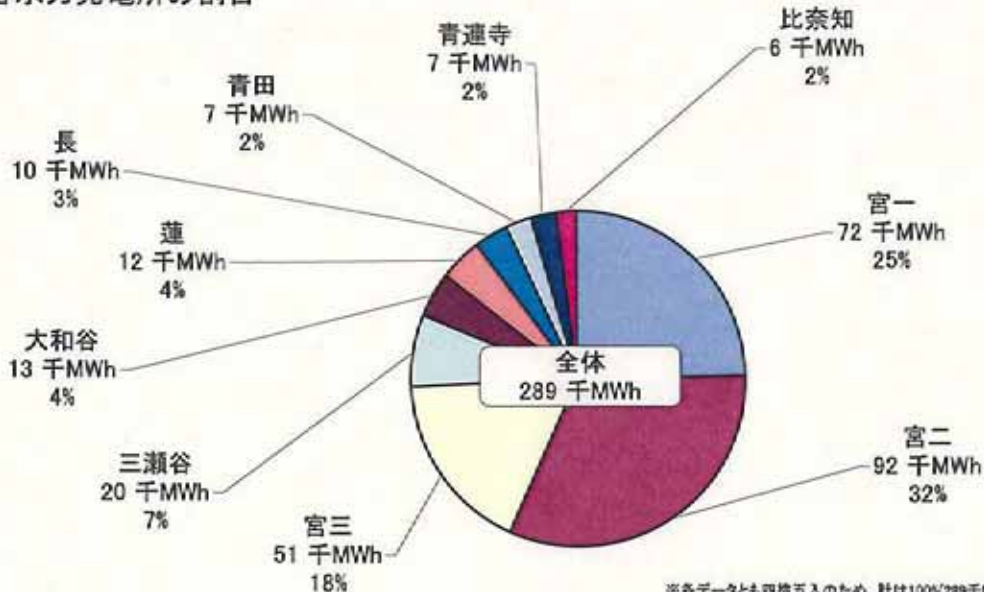


(4) 県内の水力発電による発生電力量に占める割合



2 企業庁の各発電所の供給割合

各水力発電所の割合



※各データとも四捨五入のため、計は100%(289千MWh)になりません。

・三重県内の水力発電のうち、企業庁の発電量が約半分を占め、その中で、宮川第一、第二発電所の発電量が約6割を占めている。

水力発電設備にかかる固定資産価格について(平成19年度末)

(単位:百万円)

固定資産		
帳簿原価	減価償却累計額	未償却残高
32,602	18,287	14,315

財源内訳					企業債残高
合計	国庫補助金	災害共済保険金等	企業債	自己資金	
32,602	1,982	513	24,671	5,436	5,039

◆発電所別の固定資産の状況

	固定資産		
	帳簿原価	減価償却累計額	未償却残高
宮川第一水力発電設備	3,268	2,682	586
宮川第二水力発電設備	3,722	3,052	670
大杉貯水池 (注1)	3,812	3,049	763
宮川第三水力発電設備	2,430	1,732	698
長水力発電設備	1,720	494	1,226
三瀬谷水力発電設備	3,118	1,521	1,597
青蓮寺水力発電設備	431	289	142
大和谷水力発電設備	5,653	2,868	2,785
蓮水力発電設備	2,989	1,379	1,610
青田水力発電設備	3,950	894	3,056
比奈知水力発電設備	1,509	327	1,182
合 計	32,602	18,287	14,315

(注1)大杉貯水費は、企業庁の宮川ダム建設費持ち分を計上しています。

※ 国庫補助金は、長発電所の他、主に大和谷発電所以降に建設された発電所に充当されています。